事業推進の心　仮設労働安全新生プラン
ACCESS 陽のあたる安全文化の創造
もうよそう ヒューマンエラーの他人事　築こう 安全足場で身近なしあわせ　めざそう 安心して暮らせる 心豊かな国創り

ACCESS新聞
Alliance Cooperation of Construction Equipment & Scaffolding for Safety

Vol. 105

編集・発行人　篠田伸夫
発行所
全国仮設安全事業協同組合本部
〒103－0001
東京都中央区日本橋小伝馬町15－18　日本橋ＳＫビル
ＴＥＬ03－3639－0641
ＦＡＸ03－3639－0640

北海道支部　〒004－0015　札幌市厚別区下野幌テクノパーク２－１－14　電話(011)899-3275　ＦＡＸ(011)899-3276
東北支部　〒980-0802　仙台市青葉区二日町13-22-407（カルコスビル４Ｆ）　電話(022)713-6051　ＦＡＸ(022)713-6052
関東支部　〒103－0001　東京都中央区日本橋小伝馬町15－18(日本橋ＳＫビル５Ｆ)　電話(03)3639-1571　ＦＡＸ(03)3639-3980
北信越支部　〒950－0923　新潟市姥ヶ山6-5-26（臼木ビル2-B）　電話(025)257-0066　ＦＡＸ(025)257-0067
中部支部　〒457-8535　名古屋市南区浜田町1-10　２Ｆ　電話(052)614-0701　ＦＡＸ(052)614-0705
近畿支部　〒550－0006　大阪市西区江之子島Ｉ－６－８(シャンピア阿波座1003号)　電話(06)6443-5213　ＦＡＸ(06)6443-5214
中国支部　〒730－0016　広島市中区幟町3－55(幟町ゼネラルビル6Ｆ)　電話(082)511-2051　ＦＡＸ(082)227-2720
四国支部　〒769－2101　香川県さぬき市志度1883-１（大河原ビル202）　電話(087)814-2245　ＦＡＸ(087)814-2246
九州支部　〒811－2101　福岡県糟屋郡宇美町大字宇美字古野ノ口3426-9　電話(092)957-0032　ＦＡＸ(092)957-0033
ホームページhttp://www.kasetsuanzen.or.jp/ Eメールinfo@kasetsuanzen.or.jp　各都道府県の支所へのお問い合わせは、各ブロックの支部まで連絡ください。

建設業は地域の経済・雇用を支える基幹産業

地域の仕事は地域の人で

建設産業と不動産業を統括する建設流通政策審議官（建流審）を、国土交通省は2007年7月に創設しました。2代目となる小澤敬市建流審は、建設業が地域の経済や雇用を支える基幹産業であり、公共事業はいまこそ国民の信頼を回復する絶好の機会と強調しました。その大前提として安全・安心の確保を指摘しています。全国仮設安全事業協同組合の小野辰雄理事長は、国交省を訪ね、小澤建流審と建設産業のあり方や安全の問題について対談しました。

国交省大臣官房建設流通審議官対談

国土交通省大臣官房
建設流通政策審議官
小澤　敬市氏

安全・安心の快適職場　建設産業ルネッサンスの源

小野　建流審の所管は幅広く、時代のニーズにマッチしたポストだと思います。

小澤　建設事業は、企画、設計から施工、販売、維持管理まで連続しています。この一連のなかで効率的な施策を行うとともに消費者の保護も図りながら、川上からの流れがスムーズにいくように、一貫した目で見ることが大事であると思っています。

一例ですが、いま、マンションが売れなくて不動産業が厳しい状況にあります。そうすると、施工を請け負うゼネコンが影響を受け、下請企業も苦しくなります。こうした連鎖があるので、どの段階で資金の確保に苦労しているのかなどを総合的に見て、対応策を検討するのも仕事です。

小野　難しい状況にある経営問題にも取り組まれているようですが。

小澤　建設業界は、経済危機により経営的に追い込まれている企業が多く、かつてないほど厳しい状況にあります。倒産をしないように経営力を維持して伸びてもらうためにダンピングの防止、資金調達の円滑化など金融庁、中小企業庁とも連携しながら全力で取り組んできました。

建設業は、地域の経済や雇用を支える基幹産業です。地方公共団体を始めとする発注者は、地域の産業として建設業が重要な役割を果たしていることを強く認識して、入札・契約制度を運用することを望みます。建設業の振興は、地域振興のための企業誘致と同じように地域にとっては必要なものだと思います。地元の建設企業に利益の出ないような過度な価格競争をさせて、経営危機に追い込むことは、地域にとって非常にマイナスです。

小野　過度な価格競争を強いるのは、まさに自分で自分の地盤沈下を引き起こしていると言えます。住み分けは必要です。

小澤　いま急がれているのは、地域の中で建設業が適切な利益を得ることができるようなシステムをつくり上げることです。産業振興という観点をきちんと理解して、地域の社会資本整備を進めていくことが必要です。経済危機でそのことが見直されたことは、よかったと思います。

ここ10年、建設業にとって厳しい状況が続きましたが、経済危機対策として過去最大となる15・4兆円の09年度補正予算が編成されました。景気対策として実効性を高めるには真水、つまり地域にお金が行き渡ることが大事です。まさに、経済対策として公共事業が重要な役割を担う時がきました。しかもこれから行われる公共事業は、社会資本として国民が必要としている施設をつくるわけですから、将来にわたって効果を発揮するという質を重視したものが中心になっていきます。

小野　建設流通政策の中でぜひ、建設業の労働災害を取り上げていただきたい。減少傾向にあるとはいえ、死亡災害は全産業の依然として40％程度を建設業が占め、4日以上の休業災害は毎年2万人以上で、高水準にあります。人命尊重の観点から、安全問題についても取り組んでほしいと思います。

4月に東京都内のビル建設現場で、クレーンが横転して通行人を巻き込む事故が起き、連日マスコミが報道しました。第三者災害ということで話題になりましたが、工事現場では毎日1人以上亡くなっているのが現実です。4日以上の休業災害の約半分は、墜落・転落など足場に起因しています。高所作業の場合は、安全な環境で仕事をするために足場を必ず使う、足場に欠陥があると事故が起きるので適切なものを使う、ということを強力に指導してもらいたいと思います。

事故は、労災保険などお金の面でも、人材の面でも国家的な損失です。

小澤　建設工事での死亡事故は年々、皆さんの努力もあって減少していますが、まだまだ多いと言わざるを得ません。建設工事の施工にあたっては、安全が大前提です。つくったあとだけでなく、工事をしているプロセスも安全であるべきです。

安全とコストを対立する概念で考えることなく、安全を重視することで結果的にトータルのコストが安くなるため、大きな視点でものを見る必要があります。安全を徹底することも、良い品質のものをつくりあげることにつながります。

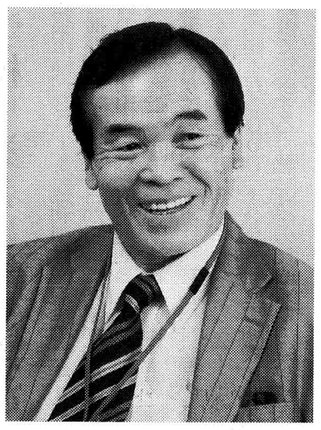

全国仮設安全事業協同組合理事長
小野　辰雄

改正労働安全衛生規則及び手すり先行工法を含む安全衛生部長通達の徹底で

小野　安全対策について国交省は、手すりを先行し、足場の全段に二段手すりとつま先板を設置する「手すり先行工法に基づく働きやすい安心感のある足場」を共通仕様書に採用したり、事故防止重点対策に盛り込むなど技術的な面も含め、われわれをリードしてくれています。しかし、民間にはなかなか浸透しないほか、地方自治体にも完全に普及しているとは言い難い状況です。

6月1日から改正労働安全衛生規則が施行され、これに伴い厚生労働省の安全衛生部長通達も出ました。国交省がこれまで実施してきた対策が、すべて取り入れられています。建設流通政策の中でも何らかの形で取り上げていただければと思っています。

小澤　このたび、規則改正や手すり先行工法を含めた安全衛生部長通達などによって改善を図られるようになりましたが、これらは厚労省だけの問題ではなく、国として安全は大事だという姿勢の表れです。アクセス（全国仮設安全事業協同組合）などみなさんの現場からの地道な積み重ねによって実現したのだと思います。

官だけではなくゼネコンなど民間の関係者も入った検討会がまとめた報告書を受けた改正ですから、社会的なコンセンサスもできているといえます。安全は重要という観点から、いろいろな機会を通じて周知徹底をしていきたいと思います。

小野　改正安衛則は、われわれが希望することの3分の1くらいが取り入れられ、残りの3分の2は部長通達で埋められています。通達が求めている対策まで行えば、墜落・転落事故はゼロになるはずです。

小澤　改正安衛則プラス手すり先行工法を含めた安全衛生部長通達は、全体的な方向性が示されたものであり、これからは現場でそれを徹底させることが大事です。国交省としてもすでに2年前から、手すり先行工法に基づく二段手すりとつま先板の機能を有する働きやすい安心感のある足場を工事共通仕様書に取り入れ、義務化しています。労働問題についても、建設産業からの視点も持つべきであると思います。産業を突き詰めれば、最後は人であり、人が安心して活躍できる場をつくることが大切です。こうしたことが、建設業への若い人が入ってきていただくことにもつながると思います。

小野　建流審として、安全の流通にも取り組んでいただきたいと思います。たとえば、安全の経費は別立て計上の仕組みを確立することにより、安全安心が特化され、安全性の向上につながります。

小澤　それも一つの考え方と思いますし、安全・安心の向上のため、今後幅広く施策を検討していきたいと思います。

小野　今後、建設産業に望まれることはいかがでしょうか。

小澤　公共事業は税金を使って社会資本を整備します。孫子の代まで使ってもらう資産ですから、これをつくる建設業は大事な仕事を担っておられると思います。そういう意味で、以前は建設業は国民や地域から信頼される基幹産業でした。その後、建設業を取り巻くさまざまな問題が発生してしまい、社会的に批判されることが多い状況が続きました。

しかし、最近、建設業に対する国民の見方が変わりつつあるように感じます。特に、景気の回復や雇用の問題への取り組みが緊急の課題となっている今の時期は、建設業界が国民の信頼を取り戻し期待にこたえる絶好の機会だと思っています。そういうなかで大前提となる安全・安心の確保を含めて国民に信頼してもらえるようにお互いに努力したいものですね。

小野　新しい建設産業のルネッサンスという時期にあるわけですね。貴重なご意見やご指摘をいただきありがとうございました。これからが大事な時期ですので、死亡災害ゼロに向け全力を挙げて活動を展開していきます。

シリーズ自治体建設関係部長に聞く㉑
【福岡県】

建築都市部長　相浦　政士氏

堤　建築都市部では、福岡県の基本理念である「新時代への挑戦―活気あふれる　はつらつ　ふくおか」を念頭に、事業推進されているようですが、喫緊の課題として取り組まれている事業はありますでしょうか。

相浦　はい。建築都市部では、本県の基本理念に基づきながら「安全・安心で快適な生活環境と魅力ある地域づくり」を目標として、6つのテーマ（①安全・安心な暮らしの確保②個性豊かな地域づくりの推進③住みよい都市の整備④快適な居住環境の整備⑤地域と調和のとれた公共建築物の効率的整備⑥地域社会の基盤整備を支える建設業、宅地建物取引業等の健全育成）を柱に、戦略的、効率的に取り組んでいるところです。

喫緊の事業としては、庁舎や県立学校などの県有施設の耐震対策です。平成18年時点で約430棟残っていた旧耐震基準の建物の耐震診断を、平成19―23年度までの5カ年で行い、耐震改修工事の早期実施を進めていく予定です。まだ記憶に新しい平成17年の福岡県西方沖地震では、死傷者1187人という甚大な被害を受けました。県民の生命・財産を守ることはわれわれの使命でもありますので、「福岡県耐震改修促進計画」に基づき推進しているところです。

また、本県が有する良好な景観を保全するために、景観法に基づく「矢部川流域景観計画」を本年3月に策定し、7月1日から施行することとなります。矢部川流域に多数存在する自然や歴史などの豊かな景観を保全・活用するための景観形成基準への適合について、市町村を超えて広範囲に推進していくこととしています。

坂本　今後、耐震改修工事の本格化が見込まれるようですが、足場の安全対策についてはどのような取り組みをされているのでしょうか。手すり先行工法については早々に導入されていますね。

相浦　国土交通省及び農林水産省が、平成16年度に手すり先行工法を共通仕様書に追加したことを受け、本県の営繕工事においても平成16年度から特記仕様書により、枠組み足場を設ける場合は「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく、働きやすい安心感のある足場を標準としています。これ以降、定期的に開催している工事監督員研修会においては、貴組合から講師の派遣や屋外での機材展示による組み立て・解体の実演などでご協力いただいていますが、実際に機材を見ることで、より深い理解を得られていると感じています。

坂本　6月1日からの労働安全衛生規則改正により、足場についてハード・ソフトの両面で、新たな制度が施行されます。建設事業者の方がたに周知徹底を図る意味でも研修会が必要ではないかと思うのですが、仮設の専門家である当組合でお手伝いできることはないでしょうか。

相浦　今後は、枠組み足場だけでなく足場の種類に応じて、墜落防止措置としての手すりの設置基準の強化及び物体の落下防止措置の規定がなされるとともに、足場の点検結果の保存が義務付けられると聞いています。ハード・ソフト両面からの改正であり、建築現場へのスムーズな普及に向けて、規則改正に向けた研修会の必要性を感じていたところです。貴組合に研修会へのご協力をお願いすることになるかもしれませんが、その際はお願いします。

堤　続きまして、部長の安全に対する理念をお聞かせ下さい。

相浦　安全については、建設業や現場に携わっている方がたの意識だけでなく、それらを取り巻く経済的環境や社会環境などの周辺環境が、安全を最優先とするベクトルを持つことが重要だと考えています。例えば、適正な工期を確保することや、適正な元請・下請関係を構築するといった、昔から言われている当たり前の環境の構築が大事だと思います。それを怠れば、無理な工期により安全対策がおろそかになったり、十分な下請代金がもらえないため安全に対する経費が削られてしまうなど、誰にでも予想できる結果となってしまいます。

このため、本県では建設業や宅建業（宅地建物取引業）について法の適用を的確に行い、許可の厳正な処理、不良不適格業者の排除などに取り組んでいるところです。

青木　平成19年10月から総合評価落札方式を導入されていますが、そういった取り組みの一環ということなのでしょうか。

相浦　総合評価方式による入札は、公共工事の品質の確保を目的として、建築都市部では平成19年度に試行し、平成20年度から本格実施しています。この中で、安全に関する簡易な施工計画書の提出を求めることも多く、建設業者の安全に対する意識の啓発に寄与しているものと考えます。

堤　最後になりますが、建設業界及び当組合への提言やご要望などがあればお願い致します。

相浦　最近の国や地方自治体における行政施策では、温暖化防止、省エネルギー・省資源及び環境への配慮などがキーワードとしてよく取り上げられ、本県においてもライフサイクルを通じた環境負荷の低減、リサイクルが可能となる工法・材料の選定、VOC（Volatile Organic Compounds／揮発性有機化合物）問題への対応及び地域生態系への保護・育成などに取り組んでいるところです。

昨今の厳しい経済状況の中、皆さま方におかれては大変なご苦労をなされているものと思いますが、建設業界におかれましても、将来的に起こりうる新たな課題に向けて、業界全体の体制整備、調査研究の実施、新技術の開発並びに人材の育成など、将来を見通した対応をお願いしたいと思います。本県としても、昨年度に大規模な補正予算を編成するなどにより緊急雇用・経済対策を行っているところですが、引き続き必要な対策を講じていきたいと考えています。

また、耐震改修工事においては、足場の管理が安全性に大きく影響することとなりますので、貴組合におかれましては、より一層の普及活動に努めていただき安全な足場の周知をお願いします。

堤　足場からの墜落・転落事故防止は当組合の使命として、今後も取り組んでまいります。引き続きご指導のほどお願い致します。ありがとうございました。

庁舎や県立学校中心に耐震改修を早期実施

聞き手＝九州支部堤安雄副支部長、坂本益雄副支部長、青木義政安全監理室長

手前から堤副支部長、坂本副支部長、青木室長

安衛規則改正前に足場の研修会が必要